

(2) 過疎地域及び離島地域

① 県内市町村の地域指定の状況

過疎地域：過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」

離島地域：離島振興法による「離島地域」

市 町 村	過疎地域	離島地域
岡 山 市	旧建部町	犬島地域
倉 敷 市		児島諸島地域
津 山 市	旧加茂町, 旧阿波村, 旧久米町	
玉 野 市		石島地域
笠 岡 市		笠岡諸島地域
井 原 市	全域（税の優遇措置は旧 美星町, 旧芳井町）	
総 社 市		
高 梁 市	全域	
新 見 市	全域	
備 前 市	全域	日生諸島地域
瀬 戸 内 市	旧牛窓町	前島地域
赤 磐 市	旧吉井町	
真 庭 市	全域	
美 作 市	全域	
浅 口 市	旧寄島町	
和 気 町	旧佐伯町	
早 島 町		
里 庄 町		
矢 掛 町	全域	
新 庄 村	全域	
鏡 野 町	全域	
勝 央 町		
奈 義 町	全域	
西 粟 倉 村	全域	
久 米 南 町	全域	
美 咲 町	全域	
吉 備 中 央 町	全域	

過疎地域、離島地域では、税制上の優遇制度を  
設けて企業立地を進めています。



② 過疎地域

対象事業	製造業，旅館業，農林水産物等販売業
法人税	<p>一の生産設備等でこれを構成する有形減価償却資産の取得価格の合計額が<u>2,000万円を超える</u>ものを新增設して対象事業の用に供した場合，対象となる建物，機械等の資産について，通常の償却額に加え，その事業年度に限り，取得価格に特別償却割合を乗じて計算した金額を特別償却額として計上し，損金に含めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別償却割合：建物及び付属設備 6/100 機械及び装置 10/100</li> </ul>
事業税 不動産取得税	<p>一の生産設備等でこれを構成する有形減価償却資産の取得価格の合計額が <u>2,700万円を超える</u>ものを新增設して対象事業の用に供した場合，一定の算式により次のものを課税免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業税（3事業年度）</li> <li>不動産取得税</li> </ul>
固定資産税	<p>一の生産設備等でこれを構成する有形減価償却資産の取得価格の合計額が <u>2,700万円を超える</u>ものを新增設して対象事業の用に供した場合，一定の算式により固定資産税（3年間）を課税免除する。 ※該当の市町村が条例を定めている場合に限る。</p>

③ 離島地域

対象事業	製造業，旅館業，農林水産物等販売業，情報サービス業等			
取得要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業・旅館業</li> </ul>			
	資本金規模	5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
	取得価格要件	<u>500万以上</u> の取得等	<u>1,000万円以上</u> の 新增設に係る取得等	<u>2,000万円以上</u> の 新增設に係る取得等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産物等販売・情報サービス業等：<u>500万以上</u>の取得等</li> </ul>			
法人税	<p>対象事業のために用いる設備を取得等し，用に供した場合，5事業年度において，普通償却限度額に割増償却割合を乗じて計算した金額の割増償却ができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>割増償却割合：建物及び付属設備並びに構築物 48/100 機械及び装置 32/100</li> </ul>			
事業税 不動産取得税	<p>対象事業のために用いる設備を取得等し，用に供した場合，一定の算式により次のものを課税免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業税（3事業年度）</li> <li>不動産取得税</li> </ul>			
固定資産税	<p>対象事業のために用いる設備を取得等し，用に供した場合，一定の算式により固定資産税（3年間）を課税免除する。 ※該当の市町村が条例を定めている場合に限る。</p>			

④ 相談窓口

法人税：税務署

不動産取得税：岡山県総務部税務課

固定資産税：該当の市町村固定資産税担当課

## (3) 立地企業に対する固定資産税

※適用基準、対象設備など詳細は市町村まで問い合わせのこと

市町村	区分	適用基準		措置
		投下固定資本額	その他	
岡山市	過疎地域(旧建部町地域)	2,700万円超		課税免除(3年間)
倉敷市	-			
津山市	過疎地域(旧久米町・旧加茂町・旧阿波村地域)	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
玉野市	-			
笠岡市	離島振興地域	150万円以上		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
井原市	過疎地域(旧美星町・旧芳井町地域)	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
総社市	-			
高梁市	過疎地域	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
新見市	過疎地域	2,700万円超		課税免除(初年~3年間) 1/2免除(4~5年)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
備前市	過疎地域	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
瀬戸内市	過疎地域(旧牛窓町地域)	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
赤磐市	過疎地域(旧吉井町地域)	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
真庭市	過疎地域	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
	真庭市雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進及び育成に関する条例	2,500万円以上	常用雇用者数の増加	課税免除(3年間)
美作市	過疎地域	2,700万円以上		課税免除(3年間)
浅口市	過疎地域(旧寄島町地域)	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
和気町	過疎地域(旧佐伯町地域)	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
早島町	-			
里庄町	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
矢掛町	過疎地域	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
新庄村	指定工場(新庄村工場誘致奨励条例)	1,000万円以上	新規常用雇用5人以上	課税免除(3年間)
鏡野町	過疎地域	2,700万円超		課税免除(3年間)
勝央町	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
奈義町	過疎地域	2,700万円超		課税免除(3年間)
西粟倉村	-			
久米南町	過疎地域	2,700万円超		課税免除(3年間)
美咲町	過疎地域	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)
吉備中央町	過疎地域	2,700万円超		課税免除(3年間)
	地域未来投資促進法	1億円超(農林漁業関連の場合5千万円超)		課税免除(3年間)